

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【公表番号】特表2013-514110(P2013-514110A)

【公表日】平成25年4月25日(2013.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2013-020

【出願番号】特願2012-543847(P2012-543847)

【国際特許分類】

A 45 C 3/00 (2006.01)

【F I】

A 45 C 3/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月17日(2013.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

手荷物ケースの本体の少なくとも一部分を形成する第1のワイヤフレーム要素と、前記第1のワイヤフレーム要素の少なくとも一部分を収納するポケットを画定する内側材料と、

外側材料と、

を備え、

前記外側材料は、前記第1のワイヤフレーム要素の、前記外側材料の主パネルと端部パネルとの間の肩部を形成する少なくとも一部分の周りで湾曲し、

前記外側材料は、実質的に、前記外側材料が、前記第1のワイヤフレーム要素の、前記外側材料の主パネルと端部パネルとの間の肩部を形成する少なくとも一部分の周りで湾曲する場所で、前記第1のワイヤフレーム要素を前記外側材料へ取り付けることによる不連続構造がない

手荷物用ケース。

【請求項2】

前記第1のワイヤフレーム要素の、前記外側材料の主パネルと端部パネルとの間の肩部を形成する少なくとも一部分は、前記第1のワイヤフレーム要素の中央部分を備える請求項1に記載の手荷物ケース。

【請求項3】

前記内側材料は織物を備える、請求項1および2のいずれかに記載の手荷物ケース。

【請求項4】

前記内側材料は1つまたは複数の構造部材を収納するように構成された1つまたは複数のポケットを画定する、請求項1～請求項3のいずれかに記載の手荷物ケース。

【請求項5】

前記構造部材は1つまたは複数のプレートとして構成されている、請求項4に記載の手荷物ケース。

【請求項6】

前記内部材料及び前記外側材料に少なくとも一部で取付られた第2のワイヤフレーム要素を更に備え、

前記1つまたは複数の構造部材は、前記第2のワイヤフレーム要素から離れるように前

記第1のワイヤフレーム要素を付勢し、

前記1つまたは複数の構造部材は、構造的弾性材料で形成されている、請求項4および請求項5のいずれかに記載の手荷物ケース。

【請求項7】

前記外側材料が、前記第1のワイヤフレーム要素の中央部分を覆って配置された第1の部分と、前記第1のワイヤフレーム要素の角部分を覆って配置された第2の部分とを備える、請求項1～6のいずれか1項に記載の手荷物ケース。

【請求項8】

第1のワイヤフレーム要素で手荷物ケースの形状の少なくとも一部を形成し、

前記第1のワイヤフレーム要素の少なくとも一部を前記手荷物ケースの形状の少なくとも一部に位置させ、

外側材料で前記第1のワイヤフレーム要素を覆って前記手荷物ケースの外壁を形成する、  
ことを含み、

前記外側材料は、前記第1のワイヤフレーム要素の、前記外側材料の主パネルと端部パネルとの間の肩部を形成する少なくとも一部分の周りで湾曲し、

前記外側材料は、実質的に、前記外側材料が、前記第1のワイヤフレーム要素の、前記外側材料の主パネルと端部パネルとの間の肩部を形成する少なくとも一部分の周りで湾曲する場所で、前記第1のワイヤフレーム要素を前記外側材料へ取り付けることによる不連続構造がない

手荷物ケースの製造方法。

【請求項9】

前記第2のワイヤフレーム要素を前記第1のワイヤフレーム要素から引き離すことさらに含む、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

前記第1のワイヤフレーム要素をペントワイヤフレームに形成し、

前記内側材料のために織物を供給する

ことをさらに含む、請求項8および9のいずれかに記載の方法。

【請求項11】

前記外側材料は、前記外側材料の前記主パネルと前記端部パネルとの間の前記肩部を形成する前記第1のワイヤフレーム要素の少なくとも一部分の長さ分、湾曲する、請求項8～請求項10の何れか1項に記載の方法。